

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第7回 (H26.9.29)	資料2

# 基準該当サービスについて



## 基準該当サービスについて

### 【背景】

- 介護保険制度の小規模多機能型居宅介護は、通いと訪問と宿泊を組み合わせた支援を行うサービスであり、当該サービスの事業所で障害者を受け入れた場合に、基準該当生活介護や基準該当短期入所等として、報酬上評価される仕組みとなっている。
- しかし、平成24年度に介護保険制度で創設された複合型サービスについて、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスであるにも関わらず、基準該当生活介護等の算定対象になっていないため、障害者を受け入れている小規模多機能型居宅介護が複合型サービスに転換できない等の支障が生じている。

### 【論点】

- 複合型サービスについて、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスであるにも関わらず、小規模多機能型居宅介護に認められている基準該当生活介護等の算定対象になっていないため、新たに対象としてはどうか。

## 基準該当サービスに係る要望

### 【要望内容】

#### ○一般社団法人 全国訪問看護事業協会

小規模多機能型居宅介護事業所において児童発達支援及び放課後等デイサービスを提供できるようになった自治体がある。専門の介護職員や看護職員の目の届く複合型サービスを利用できるようにすることにより、一層、障害児・者の行動範囲が広がり、療養生活をさせている家族のレスパイトとしても活用することができる。そのことから「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に位置づけられている障害児・者においても複合型サービスを利用できるようにしていただきたい。

#### ○公益社団法人 日本看護協会

介護保険の小規模多機能型居宅介護や療養通所介護では、既に基準該当サービスとして障害児・者のデイサービス等の実施が認められていますが、複合型サービスは未だ基準該当の対象ではないことから、これらの事業所が障害児・者にサービスを継続するため、複合型サービスへの事業転換ができないという状況も生じています。

複合型サービスの利用を障害児・者にも開くことにより、在宅療養の安定的な継続や地域交流の機会創出とともに、複合型サービス自体の設置数の増加も期待できます。

つきましては、以下の事項についてご検討並びにご配慮賜りますよう、要望いたします。

現在、小規模多機能型居宅介護事業所で実施が認められている以下の障害児・者受入事業について、複合型サービス事業所への適用拡大を図られたい。

- ・障害者総合支援法に基づくサービス：生活介護、短期入所
- ・児童福祉法に基づくサービス：児童発達支援、放課後等デイサービス

## 論点：基準該当サービスの拡充について

- 地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により、障害福祉サービスを受けることが困難な障害者に対して、介護保険制度の小規模多機能型居宅介護事業所が、通いサービスや宿泊サービスを提供した場合に、当該サービスを基準該当生活介護や基準該当短期入所等の基準該当障害福祉サービスとみなして、障害者総合支援法の給付がなされる仕組みとなっている。（過去に特区により行われていたものについて全国展開したもの。）
- 平成24年度に介護保険制度において小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた、「複合型サービス」が新たに創設されたところであるが、小規模多機能型居宅介護の機能を有しているにも関わらず、基準該当障害福祉サービスの算定対象になっていないところ。
- これまで、障害者を受け入れていた小規模多機能型居宅介護が複合型サービスに転換しようとする際に、転換後に障害者を受け入れることができなくなるため、複合型サービスの普及に支障が出ているとの声がある。
- このため、複合型サービス事業所が障害者を受け入れた場合に、基準該当生活介護や基準該当短期入所等の算定対象としてはどうか。

(参考)

- 小規模多機能型居宅介護事業所 : 4,444事業所
  - うち、基準該当生活介護事業所 : 35事業所(利用者数:81人)
  - 基準該当短期入所事業所 : 12事業所(利用者数:22人)

- 複合型サービス事業所 : 131事業所

※いずれも平成26年4月サービス提供分(介護給付費実態調査及び障害福祉サービスの国保連データ)

## 基準該当生活介護・基準該当短期入所の概要

(参考資料)

	概要	主な基準
生活介護	<p>介護保険法による指定通所介護事業者が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するもの。</p>	<p>①従業者：基準該当生活介護を受ける利用者数を含めて当該指定通所介護の利用者数とした場合に、当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上</p> <p>②設備等：食堂及び機能訓練室の面積を上記利用者の合計数で除して得た面積が3㎡以上</p> <p>③その他：生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>
	<p>介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供するもの。</p>	<p>①従業者：基準該当生活介護、基準該当児童発達支援、基準該当放課後等デイサービス及び特区により提供する自立訓練を受ける障害者及び障害児の数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護の通いサービスの利用者数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所として必要とされる数以上</p> <p>②設備等：居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること</p> <p>③その他：指定小規模多機能型居宅介護の登録定員は、指定小規模多機能型居宅介護の登録者数と基準該当生活介護、基準該当児童発達支援、基準該当放課後等デイサービス及び特区により提供する自立訓練のそれぞれとみなされる通いサービスを利用するための登録者数の合計数を1日当たりの上限とし、25人以下(通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人までの範囲内)</p>
短期入所	<p>介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において短期入所が提供されていないこと等により短期入所を受けることが困難な障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービスを提供するもの。</p>	<p>①設備等：個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、概ね7.43㎡以上</p> <p>②その他：基準該当生活介護、基準該当児童発達支援、基準該当放課後等デイサービス及び特区により提供する自立訓練をそれぞれ利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児に対して宿泊サービスを提供するものであること。</p> <p>宿泊サービスの利用定員は、指定小規模多機能型居宅介護の宿泊サービス利用者と基準該当短期入所利用者の合計が、登録定員の3分の1から9人までの範囲内であること。</p> <p>短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>

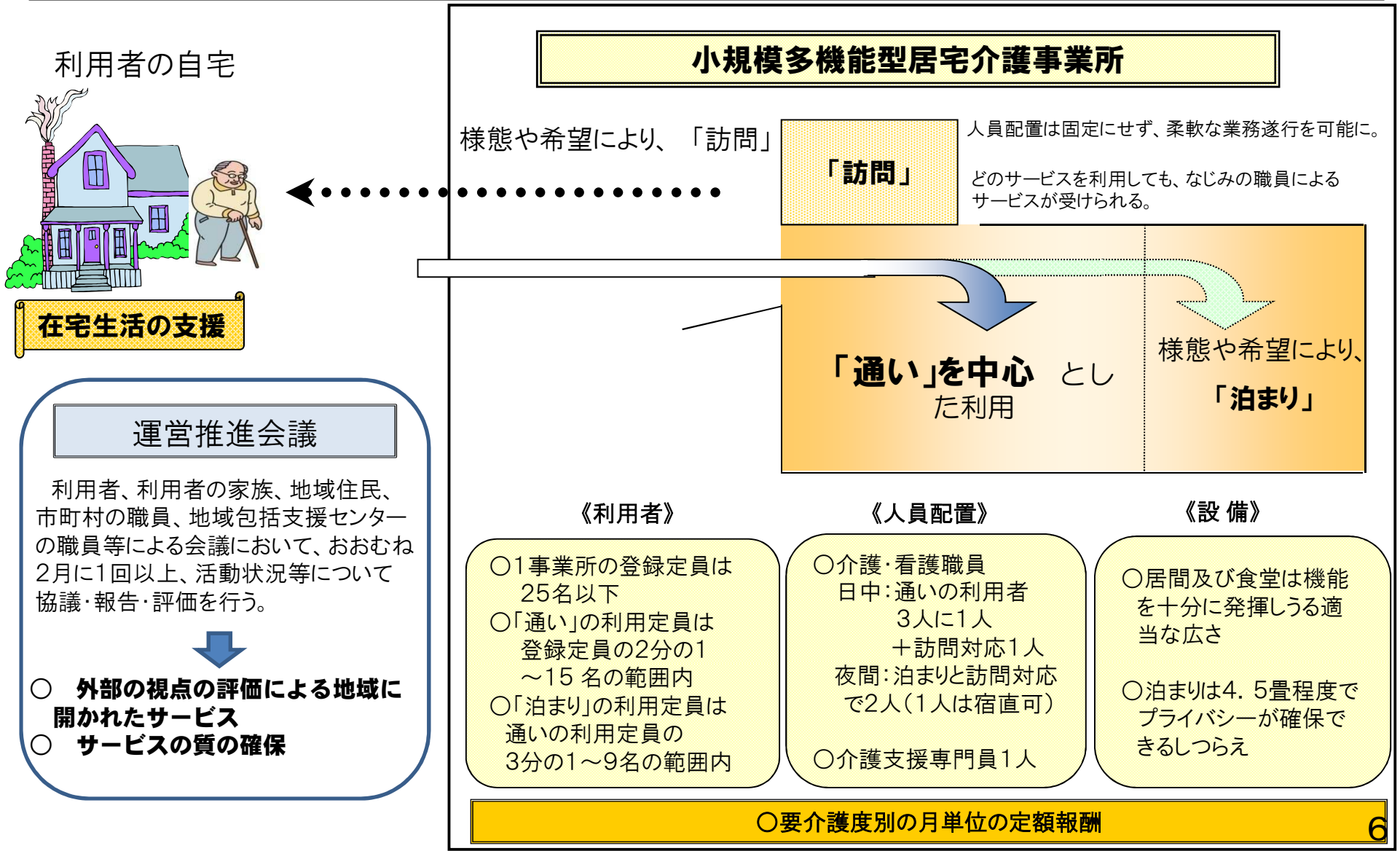
## 基準該当児童発達支援・基準該当放課後等デイサービスの概要（参考資料）

	概要	主な基準
児童発達支援	<p>介護保険法による指定通所介護事業者が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護を提供するもの。</p>	<p>①従業者：基準該当児童発達支援を受ける障害児の数を含めて当該指定通所介護の利用者数とした場合に、当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上</p> <p>②設備等：食堂及び機能訓練室の面積を上記利用者の合計数で除して得た面積が3㎡以上</p> <p>③その他：児童発達支援事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>
	<p>介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供するもの。</p>	<p>①従業者：基準該当生活介護、基準該当児童発達支援、基準該当放課後等デイサービス及び特区により提供する自立訓練を受ける障害者及び障害児の数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護の通いサービスの利用者数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所として必要とされる数以上</p> <p>②設備等：居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること</p> <p>③その他：指定小規模多機能型居宅介護の登録定員は、指定小規模多機能型居宅介護の登録者数と基準該当生活介護、基準該当児童発達支援、基準該当放課後等デイサービス及び特区により提供する自立訓練とみなされる通いサービスを利用するための登録者数の合計数を1日当たりの上限とし、25人以下（通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人までの範囲内）</p>
放課後等デイサービス	<p>介護保険法による指定通所介護事業者が、地域において放課後等デイサービスが提供されていないこと等により放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定通所介護を提供するもの。</p>	<p>①従業者：基準該当放課後等デイサービスを受ける障害児の数を含めて当該指定通所介護の利用者数とした場合に、当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上</p> <p>②設備等：食堂及び機能訓練室の面積を上記利用者の合計数で除して得た面積が3㎡以上</p> <p>③その他：放課後等デイサービス事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p>
	<p>介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において放課後等デイサービスが提供されていないこと等により放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供するもの。</p>	<p>①従業者：基準該当生活介護、基準該当児童発達支援、基準該当放課後等デイサービス及び特区により提供する自立訓練を受ける障害者及び障害児の数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護の通いサービスの利用者数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所として必要とされる数以上</p> <p>②設備等：居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること</p> <p>③その他：指定小規模多機能型居宅介護の登録定員は、指定小規模多機能型居宅介護の登録者数と基準該当生活介護、基準該当児童発達支援、基準該当放課後等デイサービス及び特区により提供する自立訓練とみなされる通いサービスを利用するための登録者数の合計数を1日当たりの上限とし、25人以下（通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人までの範囲内）</p>

# 小規模多機能型居宅介護の概要

(参考資料)

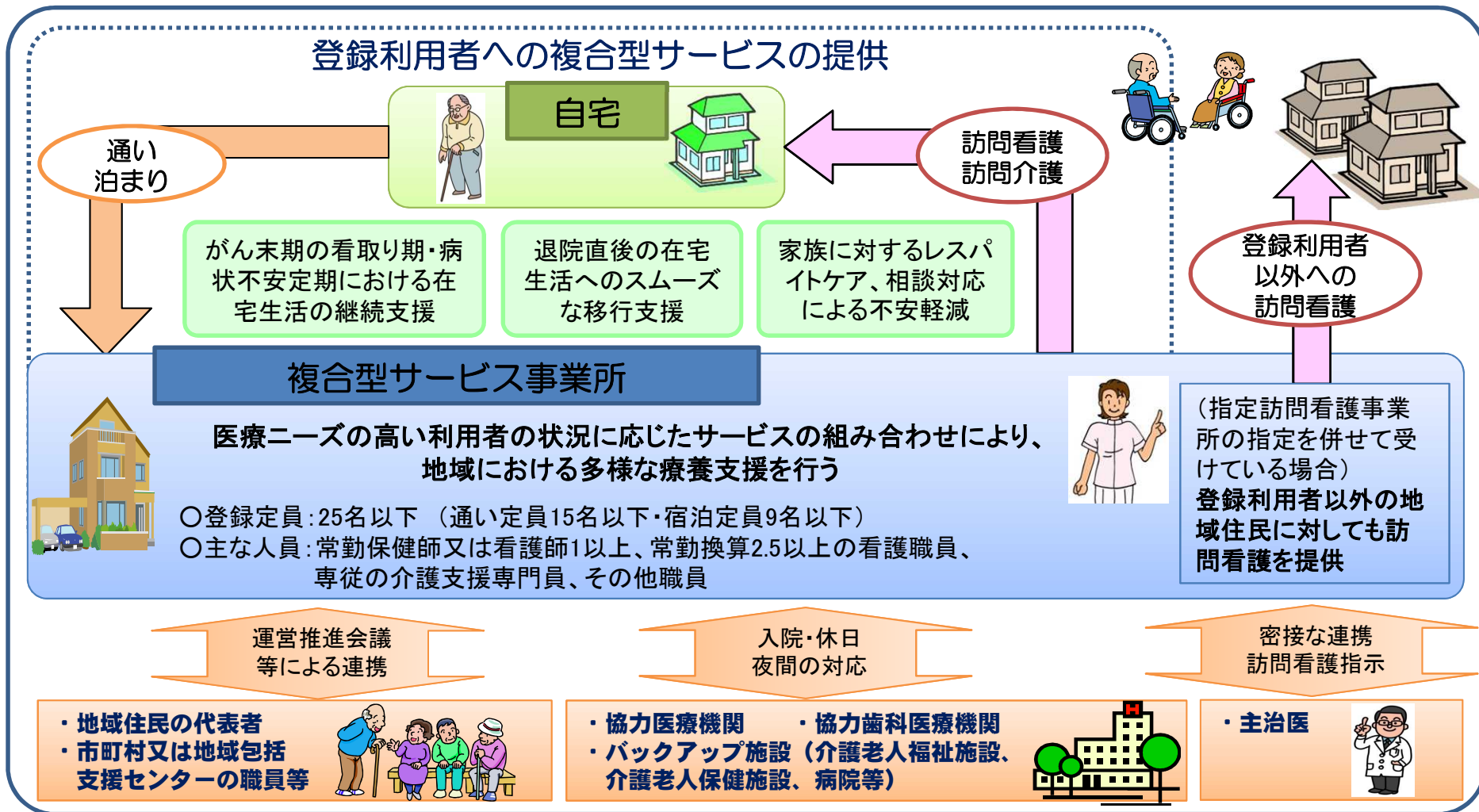
「**通い**」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、**随時「訪問」や「泊まり」**を組み合わせることで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するため、小規模多機能型居宅介護が創設された(平成18年4月創設)。





# 複合型サービスの概要

(参考資料)



- 主治医と事業所の密接な連携のもとで、医療行為も含めた多様なサービスを24時間365日利用することができる。  
※ 医療ニーズへの対応が必要で小規模多機能型居宅介護事業所では登録に至らなかった利用者が、複合型サービス事業所では登録できる。
- 事業所のケアマネが「通い」、「泊まり」、「訪問看護」、「訪問介護」のサービスを一元的に管理するため、利用者や家族の状態に即応できるサービスを組み合わせることができる。
- 地域の協力医療機関等との連携により、急変時・休日夜間等も対応可能な体制を構築できる。

